

社会福祉法人友愛福育院 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 友愛福育院（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 当法人の役員費用弁償は、支給しないものとする。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人友愛福育院 評議員選任・解任委員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 友愛福育院（以下「当法人」という）評議員選任・解任委員会運営規則第5条の規定に基づき、評議員選任・解任委員（以下「委員」とする）の報酬等について定めるものとする。

(委員報酬)

第2条 当法人の委員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 当法人の委員費用弁償は、支給しないものとする。

(改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。